

# 比較技術・職業教育の研究に寄せて

佐々木 享

## <はじめに>

技術教育や職業教育とよばれる営為については、その種類や範囲が問題となるけれども、いずれにしても教育学ではとかく学校におけるそれに限定して考察することが多い。いっそう具体的にいえば、職業訓練と呼ばれている分野を全く視野に入れていないことが多い。「学校教育における」技術教育、「学校教育で行われる」職業教育というように初めから視野を限定したり、あるいは職業訓練は教育とはみなせないという理由で除外していることを自覚しているのであればそれも許されようけれども、実際はそうではなく、無意識のうちに職業訓練を見落としている場合が多い。その職業訓練は企業の内外の広範な分野で行われており、学校に類似した公共的性格をそなえているものも少なくない。こうした事情をふまえて、学校を中心とする技術教育、職業教育だけでなく、職業訓練の分野をも正当に視野に入れて、いわば広い意味での技術教育、職業教育を研究する必要がある。それは、複雑化した現代社会の多様な必要や要求に応える方途でもある。このような自覚の高まりは、わが国でもいまから30余年前に日本産業教育学会というユニークな学会の結成として結実した。

日本産業教育学会の例年の大会や紀要には、上にのべた事情を反映して、国内外における学校教育、企業内教育、職業訓練に関する調査、研究が発表されるようになった。喜ばしいことである。

ところで、学校教育や職業訓練の営為は、当然のことながら、それぞれの国の事情、つまり教育制度や歴史的文化的な背景、とりわけ労働慣行（せまい意味では職業慣行）の影響を受けて多様な形態で存在している。個々の研究者が個別の国について研究している場合には、その国の特殊性はいわば当然のこととして必ずしも自覚化されない。たとえば、当該の国人びとにとってあまりにも当然すぎるとおもわれている事柄を、当該国の研究者がことさらに記述することはないからである。しかし、いったん、当該の国の職業教育や職業訓練の特殊性を析出するために他のそれと何らかの面で比較を試みようすると、何が、如何なる意味で比較可能なのかが改めて問題として浮かびあがってくる。このような論点と研究課題とを如実にしめたのが、E C諸国における経済統合の動きであったといえよう。

筆者の周辺には、日本はもちろん、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシアなど諸外国の技術教育、職業教育及び職業訓練に関心をもち、研究をすすめてきた研究者が、かなり以前から少なからず集まっていた。佐々木英一、佐々木享、須藤敏昭、田中萬年、田中喜美、寺田盛紀、永田萬享、夏目達也、長谷川雅康、原正敏、堀内達夫、森下一期、横尾恒隆、横山悦生、吉岡いずみ、依田有弘の諸氏である。各人の研究の基底に共通に存在していた関心事はほかならぬわが国の技術教育、職業教育、職業訓練であり、いわばその特殊性を正確に把握するためにも、諸外国のそれについての研究をすすめる必要があるという自覚であったといえる。互いを結びつけたのは、上述の日本産業教育学会をはじめ日本教育学会、教育史学会などの学会や近年は筆者

が代表委員をつとめている技術教育研究会のような民間教育研究団体における研究討論の場であった。こうして、出身大学や居住地などの枠を超えて、学問研究上の関心だけで連絡がつき結びつきができた。

こうした同学が全国各地から相つどって、若干の準備期間を経て1988年3月11日には第1回の合宿研究会が開かれ、比較技術・職業教育研究会と名づけられた。メンバーの勤務先は北は岩手から南は鹿児島に至るまで散在していたので、一同が参集する機会は多くなかったけれども、研究会は以後継続して行われた。めんどうな事務局のしごとは、主として佐々木英一氏が担当した。また事務面では、名古屋大学大学院の坂口謙一氏をはじめとして森川治人、佐藤史人、斎藤修啓、尾澤智子の諸氏の手をわざらわせた。ここに記して謝意を表したい。1991年度からは、筆者を代表者とし、おもだつたメンバーを分担者としたグループに科研費の助成を受けることができたので、研究活動にも拍車がかかって。

研究会の活動は甚だ多面的であった。その成果の要点は本冊子を見てもらえばよいわけであるけれども、興味ある事項でありながら分担者により別のかたちで公表されたなどこの冊子に盛り込むことができなかつた事項もあるので、ここでは、研究代表者となった者としての若干の心おぼえを記しておきたい。

私たちの共同研究の目的は、とくに科研の研究助成を受けるようになって以後は、1)国際比較を行うことを前提として、分担者がそれぞれ特定の国における学校内外の技術教育、職業教育、職業訓練に関して歴史、制度、慣行などにつき可能な限り精緻な知見を得るために研究をすすめること、2)これらと平行して、技術教育、職業教育、職業訓練に関して用語・概念の各国間の比較検討をすすめること、の2方面にしほられた。なお、討論がやや拡散する危惧もあり、各分担者の視野も必ずしもそこまで及んでいなかつたことを考慮して、医師、薬剤師、看護婦などの医療職、弁護士に代表される専門職については今回の研究とくに語り集においては除外することとした。また、技術・職業教育についての現代的関心からいえば好ましいことではないけれども、問題が錯綜してわれわれの整理の力が及ばない観があったので、いわゆる女子教育の分野についても除外したことをお断りしておく。このように課題を限定しても、研究テーマは多様であった。

上述のようにこの研究プロジェクトでは女子に固有の教育訓練については、ひとまず除外することとした。ただし、等しく家政教育といつてもドイツでは職業教育ないし職業訓練として認知された家政教育という分野があることを知ったので、わが国では珍しいとおもわれるこれについての論稿は、いわば例外としてくわえることとした。なお戦前のわが国には「職業学校規程」による職業学校が少なからず存在したけれども、社会慣習上、これらの学校が「実業教育」を行う学校として認知されていたかどうかについては、なお議論があることを、あわせて附記しておく。

外国の教育・訓練についての研究は、近年は種々な便宜があるとはいえ、やはり国内で入手し得る文献資料だけでは限界がある。さいわいにメンバーにはアメリカ、イギリス、フランスに留学した経験をもつ者がふくまれるだけでなく、この研究プロジェクトの開始以後に短期であったけれどもドイツ、ロシアに出かけた者もふくまれ、これら海外で知られた知見が有益であったことはいうまでもない。

研究会の活動は多面的であったから、教育は州政府の所管であり合衆国政府はこれに関与しないことを原則としてきたアメリカにおいて、職業教育の分野については合衆国政府の補助立法が大きな影響を与えてきたこと、いわゆる資格が労働協約を通して賃金の水準決定の重要な要素として機能しているフランスの事例をくわしく知り得たこと、E Cにおけるいわゆる資格の比較考

量の水準の複雑さを知ったこと、わが国の職業訓練関係の法制の複雑な変遷を学んだことなど、1) の分野において得られた知見は少なくなかった。しかしここでは、2) の領域についての討論を通して得られた若干の知見を整理したおきたいとおもう。

#### <実業教育>

技術教育、職業教育あるいは職業訓練上の用語・概念は、いずれも歴史的な存在であり、その用例や意味内容も歴史的な条件に制約されているけれども、その用例は、①法令上の用語・概念、②学術研究上の用語・概念、③教育思潮上の用語・概念、④社会慣習上の用語・概念に区分して考えることができる。この区分は多分に恣意的なものであるけれども、概念を比較可能な客観的なものとして規定しようとする場合には、有力なめやすになりうるようにおもわれる。われわれの研究の究極の目的は、②の学術研究上の用語・概念を抽出し、その内包と外延、一口にいえば特徴を析出することにあったといえる。この場合、学術書や辞典上の用例等が有力な手がかりを与えてくれることはいうまでもないけれども、この場合でさえも、当該国に定着した制度や慣行をいわば所与の前提とした説明が行われている、という制約をまぬかることはできない。いくつかの例を順不同にあげてみる。

わが国に「実業教育」なる有力な用語がある（あった）。戦後に実業教育費国庫補助法が廃止されるまでは法令上の用語であり、それは同時に、学術研究上にも、教育思潮の面でも、また社会慣習としても広く用いられてきた。それ程古いことばではなく、明治初年に実業ということばが生まれ、これが急速に広まったという状況を背景として、実業補習学校規程、実業教育費国庫補助法などを通じて実業教育の概念が生まれ、実業学校令によって、工業、農業、商業、水産等の実業に就こうとする者に必要な知識・技能を教授するという意味内容が確定したものと考えられている。文部省所管の法令であったから、とくに断らなくても、学術上も教育思潮の面でも学校教育に限定して用いられてきた。しかし、社会慣習上にこのことばがひとり歩きする際には、企業内教育をも包含する場合もまれではなかった。他方、国際比較の観点からすると、「実業教育」に的確に相当する用語・概念は見あたらない。類似の用語・概念があったとしても、ドイツのように、実業に相当するとおもわれる Gewerbe は商業と区別される場合もあることは、いっそう興味深いことである。こうしてみると、「実業教育」のようなわが国で広く用いられてきたことは、普遍的な概念に見えるけれども、決してそうではないことの好例である。

1943年の中等学校令の制定と同時に実業学校令が廃止され、ついで第2次大戦後の教育改革によって実業学校規程が廃止され、さらに実業教育費国庫補助法の廃止により、実業教育は法令上の根拠を失い、いわば急速に死語となった。しかし、実業学校令とこれに準拠した実業学校が果たした役割の大きさからして、「実業教育」は諸種の教育（学）辞典には今日においても大きな見出し項目として記載されていることが多く、その意味で、学術研究上の歴史的存在として残っている。ちなみにいえば実業ということばが死語となったわけではないので、これとの関係で、農・工・商の教育を行う高校を実業学校とよぶ慣行は長く残った。それにしても、「実業教育」なる用語は、技術教育、職業教育あるいは職業訓練関係の用語・概念が法令に左右される好例でもあるといえる。

#### <産業教育>

戦後教育改革により実業学校規程が廃止され、ついで実業教育費国庫補助法が廃止されて、法

法令上の用語としての「実業教育」は死語となった。実業教育費国庫補助法に代わるものとして、1951年には産業教育振興法が制定された。同法はその適用範囲としての「産業教育」を学校における工業、農業、商業、水産、家庭に関する教育をいう旨明確に定義している。その意味で「産業教育」は法令上の用語・概念である。しかしながら、制定後40年余を経た今日においても、同法により国庫補助を受ける高等学校職業学科の関係者においてさえ、「産業教育」なる用語・概念は定着しているとは到底いえない。これらの現場にあるのは、「産振法」という略語だけといって過言ではない。したがって「産業教育」は、今日においては、学術研究上の用語としても教育思潮上の用語としても用いられることはないとあってよい。

社会慣習上に「産業教育」が用いられる場合があるけれども、この場合には、適用範囲を学校教育に限定せず、むしろ広く産業界で行われる教育訓練を指すことが多い。かくて「産業教育」なる用語は、法令上の用語であっても広く社会に受け入れられなければ流通しない場合があることの好例の一つとなっているといえよう。

なお、*industrial education*なる用語の概念が、時期によりひじょうに異なっていることは、研究者には比較的知られていることなのでこのでは言及しない。

#### <職業訓練><職業能力開発>

職業に必要な知識・技能に関する教育訓練のうち、技能の訓練に重きをおくものを「職業訓練」とよんでいる。1958年の職業訓練法の制定により法令上の用語として登場して以降、教育思潮、学術研究、社会慣行のそれぞれの分野で急速に普及して今日に至っている。ただし、労働省所管の法令上の用語であるところから、学校教育の分野で用いられることは多くはない。

今日「職業訓練」で表わされる営為は、以前から広い分野にみられたけれども、年季（奉公）、徒弟養成、技能者養成など種々なことばが与えられ、統一的な用語がなかった。こうした事情があったことにくわえ、職業訓練という営みへの社会の関心が高まったという事情が重なって、職業訓練法制定以後、「職業訓練」なる用語・概念は急速に普及し、定着した。法令上の用語が大きな影響を与える好例の一つである。

しかしながら国際比較の観点からいえば、英、米、独、仏などの先進国においては、従前から職業訓練を表わすことばはあるから、「職業訓練」なる用語の登場がわが国では遅きに過ぎたといえるのかも知れない。なお、ロシア語では「職業訓練」に相当するロシア語はパドガトーフカ（ПОДГОТОВКА）であるけれども、職業技術教育と訳されることが多いプロフェショナリノ・チェフニーチェスコエ・オブラゾバーニア（ПРОФЕССИОНАЛЬНО - ТЕХНИЧЕСКОЕ ОБРАЗОВАНИЕ。直訳すれば専門技術教育となる）の実態の少なからぬ部分は、わが国の職業訓練にあたるものとおもわれる。

ところが、わが政府（具体的には労働省）は1985年に職業訓練法を全面改正して職業能力開発促進法とした。これ以後、労働行政の面では従前に「職業訓練」とよばれていた営為の多くが「職業能力開発」に替えられた。田中萬年による別稿にみられるように、「職業能力開発」に関連するシステムの法令上の用語はかなり頻繁に変えられている。「職業訓練」とは違って、「職業能力開発」に直接に対応する外国語は現段階では見あたらないようにおもわれる。こうした事情を考慮してみると、「職業能力開発」なることばが、労働行政以外の分野にまで流布するかどうかはなお時間をかけて見定める必要があるようにおもわれる。

### <技能検定>

ある者がもっているある分野の技能の水準を検定し、一定の水準に達していることを公証することを技能検定という。この意味での技能検定は、学校教育の分野、成人教育の分野で広く行われている。概念の内包に注目すればこのことばは学術研究上の用語であるけれども、他方社会習慣としてもかなり幅広く用いられている。また、職業訓練法に規定されて以降（現行法では職業能力開発促進法）は、法令上の用語もある。

技能検定は、技能水準を向上させるための職業訓練を前提とするシステムである。しかし、わが国ではその合格証書の機能は他との関連が薄く、これがいわば1人歩きしているところに、わが国の社会慣行の特質があるようにおもわれる。換言すれば、わが国の技能検定は、西欧諸国にいう職業資格との結びつきが絶たれているわけである。

西欧諸国の場合、たとえばドイツでは技能検定という営為はいわば職業訓練の中間段階及び最終段階に位置づけられており、検定の合格は一定の職業訓練の修了を意味し、職業資格の付与と直結していると考えられる。この場合の職業資格は、公権力が交付する免許ではないので、わが国でいう公的職業資格ではない。フランスの場合は、職業資格は、ある学校の修了と結びつき、それが労働協約などによって、労働慣行上、賃金査定などに機能しているとみられている。フランスやドイツに技能検定と称すべき営為が独立して存在するかどうかは、筆者にはわからない。

なお、ロシアの「資格等級」(КВАЛИФИКАЦИОННЫЙ РАЗРЯД。クワリフィカチオンニイ・ラズリヤード)はわが国の国家技能検定の等級に近い概念システムであるようにおもわれる。このラズリヤードが賃金査定の重要な要素となっていたところが、わが国と異なる点である。近年の政治・経済の変動下で、その後も機能しているかどうかはわからない。

### <生産教育>

わが国において、1950年前後に生産教育論あるいは生産主義教育論が一部の論者によって提唱された。この時期の直後に刊行された研究書や辞典には、これを反映して「生産教育」なる用語を掲載する例がみられた。これは、戦前・戦後を通して法令上の用語ではない。「生産教育」は、その後一般に普及しなかったし、1960年代以降は研究書にも辞典にも見られなくなった。こうした経過からみて、「生産教育」はわが国の教育思潮史上の用語に終わったことができる。この種の用例は、他の国においても少なくないとおもわれる。たとえば田中喜美がアメリカの教育学研究辞典につきいくつかの改訂版を調べたところ、ある版で登場し、次の版で消えていく用語は決して少なくないことが明らかにされている（田中喜美「米国の技術・職業教育関係の専門用語についての覚書——アメリカ教育学会『教育学研究辞典』第5版・第6版の比較を通して」『技術教育学研究』第8号、1993年3月）。これによると、たとえば一時期のわが国教育界に紹介された career education や career guidance が第5版に登場し次の版では消えるというように、用語に変遷のあることがわかる。技術教育、職業教育、職業訓練の分野においても、比較的スパンの短い教育思潮史の用語は決して少くない。

### <職業教育>

「職業教育」ということばの用例はわが国では早くも明治期からみられた。しかし、法令上の用語ではなかったためか、教育思潮、学術上の用語とはならなかつたし、社会慣習としてもあまり用いられなかつたようにおもわれる。一言にしていえば、「実業教育」のかげにかくれていた

ようにおもわれる。

第2次大戦後に「実業教育」が死語になると、いわばこれに代わることばとして「職業教育」が浮上してきた。中学校に「職業」という教科が誕生し、高等学校の工業、農業、商業、水産、家庭、商船に関する学科を職業教育を主とする学科と総称するようになったことも、影響しているといわれる。法律に由来する「産業教育」という用語よりも、法律上の用語ではない「職業教育」の方が普及したことは興味深い。もっとも「職業教育」は、法律には用いられていないけれども、高等学校学習指導要領には頻繁に使われている。

「職業教育」は、今日の通用の態様からみて、学術研究上、あるいは社会慣習上の用語となっているといえる。外国でもこれに対応する用語については、似た状況にあるとおもわれる。しかし、実業教育や産業教育とは違って法律上の用語ではないためか明確には定義されていない。その通用の態様からみて、高校の職業学科の教育を意味する場合と、より広い意味と二様に用いられているようにおもわれる。広い意味で用いられる場合には、職業訓練もこれにふくまれる。

#### ＜中等職業教育＞

「中等職業教育」は、法令上ではなく、学術研究上の用語概念である。社会慣習上には高校の職業学科の教育を高校職業教育と呼んでおり、これを学術研究上の概念として整理したのが「中等職業教育」であるといえる。職業学科の教育は、中等教育であるところの高校教育の一環と位置づけられているところから中等教育と職業教育との両者の性格を併せもっていることを表現している。

旧学制下に「中等実業教育」なる用語・概念があった。法令上の用語ではなく、辞典にのってはいなかったけれども、学術研究上の用語・概念であったようにおもわれる。工業学校、農業学校、商業学校等の実業学校についてはその卒業者に上級学校入学資格が与えられていたので、実業学校の教育は中等教育の性格を併せもっていたとされる。ここから中等実業教育の概念が生まれた。実業教育のうちの中程度のものをさすという見解もなくはないけれども、これはむしろ俗見であろう。「中等職業教育」は、戦前の「中等実業教育」の概念を継承したものといえる。

ロシアには、「中等職業技術教育」「中等職業技術学校（教育施設）」の用語・概念があり、またテクニクムなどの教育は「中等専門教育」と総称されてきた。これらはいずれも、中等教育と職業技術教育あるいは専門教育と併せ課す学校（の教育）をさしていたから、わが国の「中等職業教育」との共通性をもっていたといえる。

中等教育と職業教育とを峻別する国では、中等職業教育という用語・概念は生まれなかったとおもわれる。しかし、Gary Meculloch “The Secondary Technical School” 1989. のような著書もあり、部分的にはこの種の概念が認められているのかも知れない。いずれにせよ、中等段階の教育が多様化していくと、「中等職業教育」のような概念は分析の用具として有用になってくるのではなかろうか。

#### ＜技術教育＞

「技術教育」は、戦前・戦後を通して法令上の用語ではない。このことばが含意するものは、明治中期頃までは「工芸教育」「技芸教育」などと表現されてきたけれども、明治末期には「技術教育」として確立したようにおもわれる。社会慣習、教育思潮、学術研究上の用語として、多方面に用いられてきた。生産技術に関する知識と技能とを教授する営為をさすけれども、このよ

うな意味の教育は、普通教育、中等教育、高等教育あるいは専門教育の各領域で行われてきたし、職業訓練にも技術教育として行われてきたものが少なくない。「技術教育」の名で特定の教育をさすことは少なく、広い意味で用いられることが多いのは外国でも同様であるようにおもわれる。教育面で用いられる外国語の technical と technological の区分は必ずしも明瞭ではない。

1960年代以降、具体的には中学校に技術・家庭科が誕生して以降、中学校の技術科教育を技術教育と称する慣行が広まっている。中学校関係者の慣行であり、技術教育とは技術科教育のことだとはいえないようにおもう。

ここには、研究会を重ねるなかで浮かびあがってきた若干のテーマを拾いあげたに過ぎない。高等学校における教科、科目の区分は英語では subject と subjects area と区分されていることを初めて知ったなど、意表をつかれるおもいをしたことは一再でなかった。

科研費の助成を受けて行われたプロジェクトとしてのしごとは今回で一区切りつけることになる。しかし実際のしごとはいわば緒についたばかりであり、とくに発展途上国における教育・訓練を対象としてこなかったことなど、私たちのプロジェクトに弱点もまた少なくなかったので、研究は今後も継続したいものと考えている。